

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係            3 件

厚生年金関係            3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年3月まで

昭和47年12月にA市B町で店を始め、48年1月ごろ、父親が私の国民年金の加入手続を行い、私と妻の国民年金保険料を納付していた。

父親は、私の店と弟が経営していた店との両方の経理を担当していたが、弟の納付記録は国民年金に加入以降、納付済みである一方、私の納付記録は未納であり、納付できない。

父親は既に亡くなっているが、近所に住んでいた人に、A市の集金人が来ていたことを確認した。

調査して、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月ごろ、父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は51年1月に国民年金の加入手続をしたことが確認できるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で払い出されたことも確認できる上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、父親が申立人及び妻の国民年金保険料を納付していたと述べているが、妻についても昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料は未納であるとともに、父親も47年12月から48年2月までの国民年金保険料は未納である上、申立人の弟は、父親に国民年金保険料を納付してもらったことはなく、自分が加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと述べている。

さらに、国民年金の加入手続をした時点で、申立期間のうち昭和48年

1月から同年9月の国民年金保険料は時効で納付できない期間であり、同年10月から50年3月の国民年金保険料は過年度保険料となり、A市では過年度保険料を収納しないため、同市の集金人に納付することはできない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする、申立人の父親は既に亡くなっており、申立人自身は関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月から50年3月まで  
昭和47年12月にA市B町で店を始め、すぐに義父が私の国民年金の加入手続を行い、私と夫の国民年金保険料を納付していた。  
義父は既に亡くなっているが、近所に住んでいた人に、A市の集金人が来ていたことを確認した。  
調査して、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月に義父が申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は51年1月に国民年金の加入手続をしたことが確認できるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿から申立人と夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることも確認できる上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、義父が申立人及び夫の国民年金保険料を納付していたと述べているが、夫についても昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料は未納である上、義父も47年12月から48年2月までの国民年金保険料は未納である。

さらに、国民年金の加入手続をした時点で、申立期間のうち昭和47年12月から48年9月の国民年金保険料は時効で納付できない期間であり、同年10月から50年3月の国民年金保険料は過年度保険料となり、A市では過年度保険料を収納しないため、同市の集金人に納付することはできない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っ

ていたとする、申立人の義父は既に亡くなっており、申立人自身は関与していないため、申立期間当時の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人の義父が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年10月から55年3月まで

結婚前に父親から、「国民年金は支払うべきだ。」と言われていたため、結婚した昭和50年10月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたが、申立期間が国民年金に未加入の期間とされていた。

結婚後すぐに加入手続を行い、保険料を納めていたので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和50年10月に国民年金の加入手続をしたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、55年4月22日に任意の被保険者資格を新規に取得していることが確認でき、制度上、国民年金の任意加入者はさかのぼって被保険者となり得ないことから、申立人が国民年金に任意加入した時点では、申立期間の国民年金保険料を納付することができず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妹と連番で払い出されていること及びA市の国民年金被保険者名簿から、申立人と妹は、同日に加入手続を行っていることが確認できる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 12 月から 46 年 5 月まで  
② 昭和 46 年 9 月から同年 11 月まで  
③ 昭和 46 年 11 月から 47 年 4 月ごろまで

申立期間①については、A局B部で6か月雇用の条件で庶務の仕事をした。私が同部に紹介した友人は、近くのデスクでC地方のD関連の仕事をしていた。

その後、私と友人は同時期に離職したが、友人には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、E事業所（現在は、F社）に採用され、G市H町の事務所に4か月間勤務した後に、再度採用されて同市I町の事務所に2か月間勤務したが、この2か月間について厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間③についても、E事業所に採用され、旧J町にあったK事務所において昭和47年春まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

いずれの期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人がA局B部で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時の勤務状況や保険料控除の状況が分かる資料が無いため不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述や資料を得ることはできない。



また、申立人が勤務していたことを知っているとして名前の挙がった当該事業所の元職員に照会したところ、「自分は、A局B部L課に勤務していたが、申立人は当課の勤務ではなかった。一般的に、B部ではM係が非常勤職員を採用し、採用期間は6か月が多く、社会保険の加入手続をしない場合があった。また、各地の事業所は予算が別のため、事業所ごとに社会保険の適用事業所になっていた。B部と各地の事業所の非常勤職員については、予算等により社会保険加入の取扱いはそれぞれ違っていたと思う。」との供述があり、また、申立人の勤務部署については、「B部ではM係以外にN課がその予算内で非常勤職員を雇用することがあり、コピー取り等の庶務的な雑務を非常勤職員が行っていたので、申立人はN課だったのではないか。当時、申立人を使っていたと思うN課の主任は既に亡くなっている。」との供述が得られた。

さらに、申立人の近くのデスクで勤務していたとされる同僚は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は見当たらないところ、A局B部O事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる上、A局B部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者9人に照会し7人から回答があったが、N課に勤務していたと回答した二人を含む全員が、「申立人については知らない。」と回答していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において整理番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②については、申立人が「E事業所に採用され、H町の事務所での勤務が終了した数日後、電話により再び採用の連絡があり、同工事事務所のI町の事務所に2か月間勤務した。」と供述しているのみであり、勤務期間や同僚、上司についての明確な記憶が無い。

また、申立期間③については、申立人から提出された当時の写真及び申立人の同僚、上司の供述から判断すると、申立人は申立期間③においてK事務所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社に照会したところ、「申立期間当時、臨時職員については、E事業所において、P県全域の工事事務所分の社会保険加入の手続を行っていたが、当時の関係書類が保管されていないため、確認できない。」と回答していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述や資料を得ることはできない。

さらに、申立期間③における同僚として申立人が名前を挙げた二人のうち、生存及び住所が判明した一人に対し照会し回答が得られたが、「私が

K事務所に勤務した期間は、昭和46年11月から47年4月ころと思う。その期間は国民年金保険料を払っていた。アルバイトだと思っていたので厚生年金保険料の控除は考えていなかった。」と供述しているところ、当該事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には当該同僚の加入記録は見当たらず、同時期にその同僚の国民年金の加入、保険料納付の記録が確認できる。

加えて、申立期間③当時の上司は、申立人と前述の同僚について、「申立人もう一人は、Q工事を行っていた昭和46年11月ころから47年4月ころまで雇用されていたが、RのE事業所S課が管理していた。また、前述の二人の採用の何か月か後にT工事担当で、女性をもう一人雇用していたが、その社会保険関係についてはT工事担当が手続していたかもしれない。」と供述しているところ、T工事担当で雇用されていたとされる同僚一人については、申立期間③の一部期間においてE事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるが、当該同僚は、既に死亡しているため供述等を得ることはできない。

その上、当該事業所のI町の事務所及びK事務所に勤務していた同僚から両申立期間に係る状況を聴取すべく、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②及び③当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者5人に照会し一人から回答があったが、当該事業所は、全県の工事事務所の臨時職員について社会保険の適用を一括して行っており、この一人は申立人の勤務地とは別の地域で勤務していたことから、「申立人については知らない。」と回答しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

このほか、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和46年5月22日資格取得、同年9月1日資格喪失した記録以外に、申立期間②及び③において申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

- 3 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も、厚生年金保険料を給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無く、いずれの申立期間においても雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立期間②に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 24 日から 54 年 4 月 1 日まで  
A社は、B業務をする会社だった。

私は、昭和 53 年 10 月 24 日の同社の法人設立以前から関わっており、設立事務手続や社会保険、雇用保険の加入手続まで私一人で行い、54 年 11 月 6 日まで勤務していた。

昭和 54 年 2 月ころに、気管支炎でC施設を受診した際、自分の健康保険証を使用した記憶がある。

昭和 54 年 4 月 1 日から同事業所において厚生年金保険に加入した記録となっているが、加入が法人設立から数か月後になることは考えられず、53 年 10 月 24 日から加入したはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主、同僚の供述及び当該事業主から提出された法人設立時の関係官庁への届出書類に事務担当者として申立人の名前が記載されていることから判断すると、申立人が申立期間について、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は、昭和 54 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、公共職業安定所へ照会したところ、雇用保険についても同日で適用事業所になったことが確認できる。

また、当時の事業主へ照会したところ、「申立期間当時の厚生年金保険の届出に係る書類は無いが、会社設立時の書類が有った。自分を含めて3人を役員として会社を設立した。会社設立の目的は社会保険に加入するためでも

あった。」と供述するとともに、法人設立時の税務署、D県及びE市へ提出した税関係書類の提出があった。しかしながら、商業登記簿謄本により、当該事業所は、昭和53年10月24日付けで法人として設立されていることが確認できるものの、設立当初、当該事業所に使用されていた者は、事業主及び申立人を含めて4人との供述であり、厚生年金保険の適用事業所としての要件である法人事業所であり常時5人以上の従業員を使用する事業所には該当していなかったものと考えられる。

さらに、事業主、申立人及び同僚の二人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和54年4月1日と同日に厚生年金保険の資格を取得しているが、同僚の一人は、「入社時期は54年1月ころと記憶している。同年4月ころに、今月から保険料を給料から控除しますと申立人から言われた記憶がある。」と供述している上、事業主及びもう一人の同僚は、申立期間に国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、昭和54年2月ころに、健康保険証を使用した記憶があるとしているが、受診記録についてはカルテの保存期限経過のため確認できないものの、申立期間中の同年1月12日から申立人の父親の健康保険被扶養者となり、同年4月1日付けで被扶養者ではなくなっていることが確認できる。

なお、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 函館厚生年金 事案 137 (事案 104 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで

昭和 34 年 7 月 1 日にA社に入社し、38 年 8 月 26 日まで勤務していたが、入社から 36 年 7 月 1 日までの厚生年金保険の記録が無いので訂正の申立てをしたが、平成 21 年 8 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。しかし、当時の上司や同僚の曖昧な供述<sup>あいまい</sup>だけで記録回復が認められないことには納得がいかない。間違いなく勤務していたのだから、再度、申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立期間当時の関係書類は処分されており、担当役員も既に死亡していることから申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況については確認できないこと、ii)申立期間当時、当該事業所では従業員ごとに個別に判断して、厚生年金保険の加入手続を行っていた状況がうかがえること、iii)申立人が申立てに係る入社時期の根拠としている略歴表は、中学校卒業年が事実と1年相違している上、当該事業所に入社するまでの他事業所における勤務期間に係る申立人の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であることを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、上司、同僚として3人の名前を挙げているが、当該上司、同僚については、当初の申立てにおいても名前を挙げていることから既に調査済みであり、このほかに新たな資料等を提出することなく、「当該事業所に確かに勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」との従来の主張を繰り返しているが、これは委

員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。